

「衆議院選挙制度に関する協議会」要綱

1 名称及び目的

衆議院の選挙制度について、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うため、衆議院議長（以下「議長」という。）の下に衆議院選挙制度に関する協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 構成

- (1) 協議会は、各会派を代表する議員13人の協議員によって構成する。
- (2) 前項の協議員の各会派の割当は次のとおりとする。
自民6人、中道2人、維新1人、国民1人、
参政1人、みらい1人、共産1人
- (3) 協議会の座長は、協議員の中から議長が指名する。
- (4) 協議会に幹事5人を置く。
自民2人、中道1人、維新1人、国民1人

3 運営

- (1) 協議会の検討の対象は、衆議院の選挙制度に関する次の事項とする。
 - ① 衆議院倫理選挙特別委員会の附帯決議（令和4年11月8日）の検討事項
 - ② 与野党6党の国対委員長会談の要請を受けて設置された「衆議院選挙制度協議会」の報告書（令和5年12月）において整理された事項
 - ③ 協議会が必要と認める事項
- (2) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、協議会に出席し、発言することができる。
- (3) 協議会は、学識経験者その他必要と認める者の意見を聴取することができる。
- (4) 協議会は、(1)①の附帯決議を踏まえ、令和7年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとする。
- (5) 協議会の運営については、この要綱に定めるもののほか、国会法及び衆議院規則による委員会運営に準拠するものとする。
- (6) 協議会の事務は、衆議院事務局が掌る。